

令和5年度学校栄養職員中堅教諭等資質向上研修実施要領

1 育成指標

発展ステージ：〔教職を支える力〕〔生徒指導力〕〔食育推進力〕〔学校運営力〕

2 目的

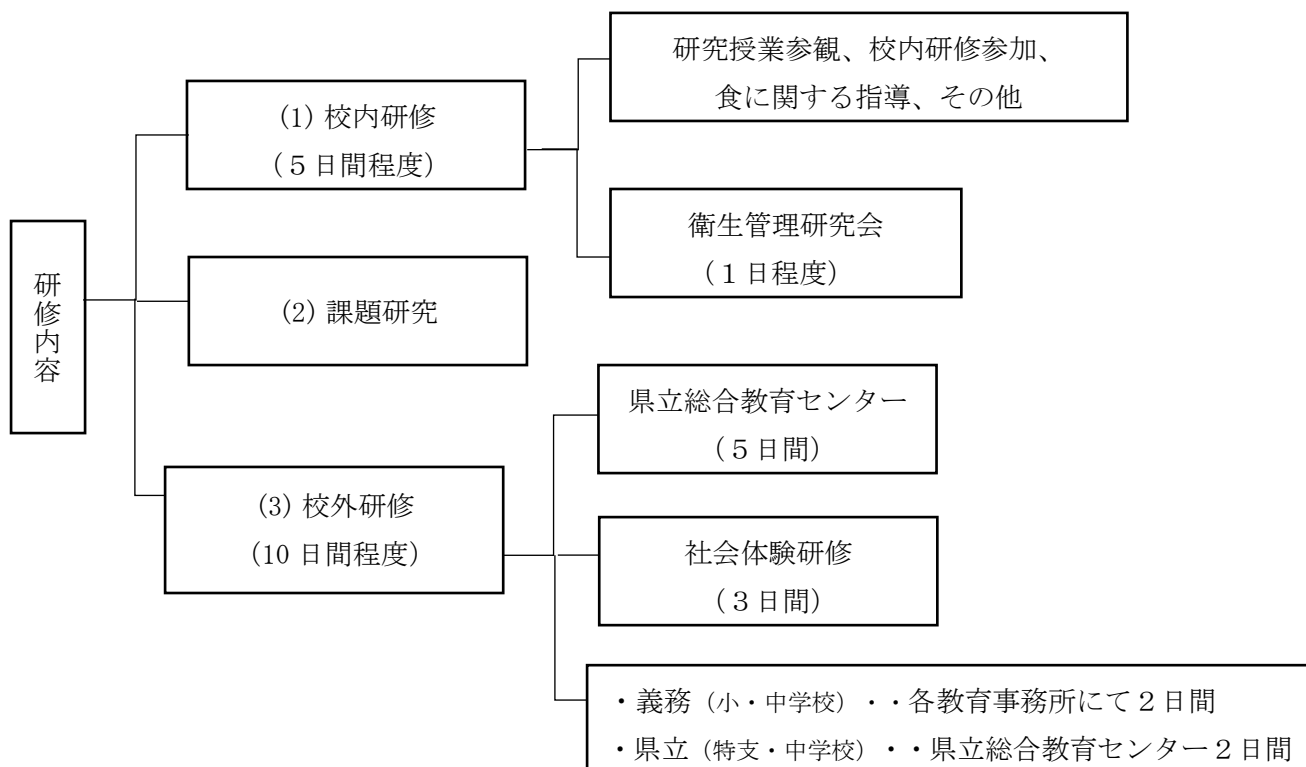
教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成14年法律第63号）の施行に伴い、学校栄養職員の専門性を高め学校運営への積極的な参加を促すため、栄養管理、衛生管理及び食に関する指導の専門研修を実施し、学校栄養職員としての資質の向上を図る。

3 対象

小学校・中学校及び特別支援学校の経験10年目の学校栄養職員とする。

4 研修概要

- (1) 研修の実施にあたり、事前に個々の学校栄養職員の能力に応じ研修計画書(校内研修)を作成する。
- (2) 課業期間中に、主として学校内及び調理場内において実施する研修(以下「校内研修」という)等を5日程度行う。
- (3) 校外研修10日間のうち、県立総合教育センター（以下「総合教育センター」、各教育事務所等における研修を2日間程度、総合教育センターで専門研修を5日間実施し、選択研修として社会体験研修を3日間程度行う。



5 研修内容

(1) 校内における研修 (5日程度)

- ① 校内研修は、主として学校内において研修計画書(様式1)に基づき、5日間程度の研修を行う。
- ② 校内計画書作成の際、所属長は、栄養職員に自己評価や意見・希望等を聴取し、参考とする。栄養職員自らの課題や適正、得意分野等を再認識させ、研修意欲を喚起するとともに、研修内容をより適切なものとする。課題研究のテーマに応じた実践的な研修内容となるようにする。

- ③ 一日の校内研修受講時間に定めはない。
- ④ 校内研修実施後、学校栄養職員は、研修の内容のまとめを学校栄養職員中堅教諭等資質向上（校内・校外）研修報告書（様式4-②）に記載し提出する。
 ※記載する際は、校内か校外か○をつけ混同しないようにする。
 なお、校内研修にかかる経費（旅費・消耗品等）は、学校の負担とする。

⑤ 校内研修実施例

ア	研究授業参観、校内研修参加等課題研究	1日
イ	食に関する指導における授業研究	1日
ウ	食に関する指導年間計画の作成	1日
エ	個別指導の実践（養護教諭等と連携した指導）	1日

⑥ 衛生管理研究会（1日）

⑦ 特定課題研究

- 特定課題研究は、児童生徒の心身の健康づくり及び食に関する指導・学校給食の充実のための課題解決に関する内容とする。
- 特定課題研究は課題研究報告書（A4用紙4枚程度）にまとめ、提出する。
- 校長、教頭は、課題設定及び研修報告書のまとめに際して、指導・助言を行う。
- 特定課題研究報告書の提出期限は、「5 提出書類」を参照する。

(2) 校外研修（10日）※校外研修計画書参照

総合教育センター等における研修を年間10日間程度行う（社会体験研修3日間、教育事務所（義務：小・中学校）または県立総合教育センター（県立：特別支援学校・中学校）における2日間の研修も含む）。なお、校外研修の内容は次のとおりとする。

① 基礎研修（2日間）・・・小・中は教育事務所、県立は総合教育センターにて実施

教育の動向や教員の使命に関する研修をとおして、教師としての資質や能力の向上を図るための共通必修研修。

※教育事務所等（総合教育センター）開催の研修の提出様式及び枚数等については各教育事務所等（県立総合教育センター）の指示に従う。（特段の指示がない場合は様式4-②を使用する）

② 専門研修（5日間）・・・総合教育センターにて実施

③ 社会体験研修（3日間）

10年目の学校栄養職員が、学校以外の企業や医療関係施設、福祉施設、保育施設等における諸活動を実際に体験することによって、学校教育以外の社会に視野を広げるとともに、多くの人々との触れ合いを通して人間としての幅を広げ、教職員としての資質の向上を図る。実施にあたっては、各自が研修先選定し、研修先と相談しながら計画しながら計画を立て、学校長の承諾を得て決定する。社会体験研修の詳細については、総合教育センターの学校栄養職員中堅教諭等資質向上研修（社会体験研修）実施要領を参考とする。

6 提出書類

校長は、次ぎに掲げる文書等を教育委員会及び教育センター等に提出するものとする。

様式	文書	校種／提出部数	提出先	提出期限	備考
様式 1	校内研修 計画書	義務（小・中学校） 計 3 部提出	・市町村教育委員会へ 2 部 ※各教育委員会は、内 1 部を 各教育事務所へ提出 ・教育センター（所長宛） 1 部	教育委員会及び教育 センターへ 6月9日(金)必着	※各教育委員 会は各教育事 務所へ 1 部提 出 6月16日(金) 必着
		県立（特支・中学校） 1 部提出	教育センター（所長宛） 1 部		
様式 2	授業研究 報告書	義務（小・中学校） 計 3 部提出	・市町村教育委員会へ 2 部 ※各教育委員会は、内 1 部を 各教育事務所へ提出 ・教育センター（所長宛） 1 部	教育委員会及び教 育センターへ 2024 年 2月9日(金)必 着	※各教育委員 会は各教育事 務所へ 1 部提 出 2024 年 2月16日(金) 必着
		県立（特支・中学校） 1 部提出	教育センター（所長宛） 1 部		
様式 3	衛生管理 実施報告 書	義務（小・中学校） 計 3 部提出	・市町村教育委員会へ 2 部 ※各教育委員会は、内 1 部を 各教育事務所へ提出 ・教育センター（所長宛） 1 部		
		県立（特支・中学校） 1 部提出	教育センター（所長宛） 1 部		
様式 4-①	研修報告書 の内容確認所	報告書を提出する前の確認用として使用（押印）し、教育センターへの報告物と一緒に提出する（教育委員会等へは提出なし）。			
様式 4-②	校内・校外 研修報告 書	義務（小・中学校） 計 3 部提出	・市町村教育委員会へ 2 部 ※各教育委員会は、内 1 部を 各教育事務所へ提出 ・教育センター（所長宛） 1 部	校外研修 教育委員会及び教育 センターへ 12月15日(金)必 着	※各教育委員 会は各教育事 務所へ 1 部提 出 校外研修 12月22日 (金)必着
		県立（特支・中学校） 1 部提出	教育センター（所長宛） 1 部	校内研修 教育委員会及び教育 センターへ 2024 年 2月9日(金)必 着	校内研修 2024 年 2月16日 (金)必着 ・各教育事務所 等の研修報告 書(校外)も提 出する。
様式 5	課題研究 報告書	全校種 1 部提出	教育センター（所長宛） 1 部	2024 年 1月15日(月)必 着	A4 用紙 4 枚 にまとめる。
		全校種 データ提出	総合教育センター担当主事 へメール		

その他	食に関する指導の全体計画 ①、②	義務（小・中学校） 計 3 部提出	・市町村教育委員会へ 2 部 ※各教育委員会は、内 1 部を各教育事務所へ提出 ・教育センター（所長宛）1 部	教育委員会及び教育センターへ 2024年 2月9日(金)必着	※各教育委員会は各教育事務所へ1部提出 2024年 2月16日(金)必着 ・①②の計画については、令和6年度版		
		県立（特支・中学校） 1 部提出	教育センター（所長宛）1 部				
	③ 校内研修における指導案（教科、特別活動等）	義務（小・中学校） 計 3 部提出	・市町村教育委員会へ 2 部 ※各教育委員会は、内 1 部を各教育事務所へ提出 ・教育センター（所長宛）1 部			※各教育委員会は各教育事務所へ1部提出 2024年 2月16日(金)必着 ・ワークシート等がある場合は提出する。	
		県立（特支・中学校） 1 部提出	教育センター（所長宛）1 部				
	④ 定期及び日常の衛生検査第 1～5・7・8 票	義務（小・中学校） 計 3 部提出	・市町村教育委員会へ 2 部 ※各教育委員会は、内 1 部を各教育事務所へ提出 ・教育センター（所長宛）1 部				※各教育委員会は各教育事務所へ1部提出 2024年 2月16日(金)必着 ・文部科学省学校給食衛生管理基準
		県立（特支・中学校） 1 部提出	教育センター（所長宛）1 部				

7 研修の欠席届・延期・中断届について

(1) 学校栄養職員中堅教諭等資質向上研修を欠席する時は（様式6）、延期・中断する時は（様式7）、に必要事項を記入して校長は、以下へ提出すること。

(2) 研修当日に欠席事由が生じた時は、速やかに関係機関に電話連絡をし後日欠席届を提出すること。

様式 6	欠席届	義務（小・中学校） 計 3 部提出	・市町村教育委員会へ 2 部 ※各教育委員会は、内 1 部を各教育事務所へ提出 ・教育センター（所長宛）1 部	● 欠席の際は、所属長より、研修実施機関（教育事務所や県立総合教育センター等）へ連絡を入れ、後日、すみやかに各関係機関に文書を提出すること。
		県立（特支・中学校） 計 1 部提出	総合教育センター 1 部	
様式 7	延期・中断届	義務（小・中学校） 計 3 部提出	・市町村教育委員会へ 2 部 ※各教育委員会は、内 1 部を各教育事務所へ提出 ・教育センター（所長宛）1 部	● 研修を延期・中断する場合には、後日、すみやかに各関係機関に文書を提出すること。
		県立（特支・中学校） 計 1 部提出	総合教育センター 1 部	

令和5年度 学校栄養職員中堅教諭等資質向上研修校外研修計画

		期 日	対 象	場 所	領 域	形 態	主 な 内 容
教育事務所	第1回	4月～5月	義務 (小・中 学校)	各教育事務所	基礎	講話	・各教育事務所が行う中堅教諭等 資質向上研修開講式に参加 ・事務所長講話、本県教育課題等
	第2回	5～10月				講話 協議等	・各教育事務所が行う中堅教諭等 資質向上研修に参加
総合教育センター	第1回	5/8(月)	県立 (特支・ 中学校)	総合教育センター	基礎	講 話	県立学校中堅教諭等資質向上研修 開講式に参加 ・ 所長講話 ・ 教育公務員としての心構え等
	第2回	5/12(金)	全員	総合教育センター	専門	演 習 講 義	・ 研修の目的及び概要について ・ ICTの活用 ・ 衛生管理に基づいた評価 ・ 課題研究について
	第3回	7/24(月)	県立 (特支・ 中学校)	総合教育センター	基礎	講 話	県立高校・特支中堅研に参加 ・ コンプライアンス ・ 主権者教育 ・ 発達障害支援等
	第4回	7/26(水)	全員	各体験施設	社会 体験	実 習	社会体験研修
	第5回	7/27(木)					・ <u>勤務地または自宅から10キロ</u>
	第6回	7/28(金)					<u>以内</u> の範囲で施設を選択し行う
	第7回	8/2(水)	全員	総合教育センター	基礎 専門	講 義 演 習 協 議 等	・ 発達の気になる子の食支援 ・ 個別指導等 (栄養教諭中堅研合同)
	第8回	8/3(木)	全員	総合教育センター	専門	講 義 演 習 協 議 等	・ 食物アレルギーの個別指導 ・ 学校における食育推進体制 ・ 課題研究中間報告
	第9回	8/4(金)	全員	総合教育センター	専門	講 義 演 習 協 議 等	・ 課題研究中間報告 ・ 地産地消の取組 ・ 防災教育
	第10回	10/27(金) 11/1(水)	全員	研究授業実践校	専門	実 践 参 観 協 議	・ 研究授業及び授業研究会 ※(学校栄養職員初任者との合同研修)

※校種により、研修が異なる場合があります。

※小・中学校は、上記計画以外に、各教育事務所主催で計画されている研修に参加することがあります。
(各事務所の指示に従って研修を実施して下さい)。